

○免許関係事務委託実施要綱の制定について

(平成6年4月25日甲通達運免第25号)

免許関係事務は、道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第108条の規定により、都道府県公安委員会は免許関係事務の全部又は一部を委託することができることとなった。

これを機に「免許関係事務の実施等に関する規程」（平成6年静岡県公安委員会規程第4号）を制定し、さらに別添のとおり「免許関係事務委託実施要綱」を定めて、平成6年5月10日から実施することとしたので、その運用に誤りのないようになされた。

別添

免許関係事務委託実施要綱

第1 趣旨

この要綱は、免許関係事務の実施等に関する規程（平成6年静岡県公安委員会規程第4号）第6条の規定に基づき免許関係事務を適正に実施するために必要な事項を定めるものとする。

第2 処理方法等

県本部運転免許課及び警察署における免許関係事務は、免許関係事務の実施を委託された機関（以下「受託機関」という。）に処理させるものとする。

第3 指導監督等

受託機関に対する指導監督は、県本部運転免許課長、警察署における直接の指導監督は警察署長が行うものとする。

第4 事務処理実施要領

事務処理に当たっては、免許関係事務の実施等に関する規程、自動車及び一般原動機付自転車の運転免許等に関する規則（昭和40年県公委規則第6号）等に基づき適正、公平かつ迅速に処理しなければならない。

第5 事務処理の内容

受託機関が実施する事務の内容は、法第108条第1項の規定により次の免許関係事務を処理するものとする。

1 運転免許証更新受付事務

- (1) 申請添付書類の確認
- (2) 申請者と申請書類等の確認
- (3) 資料区分の記載
- (4) 申請書配布及び記載説明
- (5) 手数料納付の確認
- (6) その他これに付随する事務

2 運転免許証経由更新受付事務

- (1) 申請添付書類の確認

- (2) 申請者と申請書類等の確認
 - (3) 写真の確認
 - (4) 申請書配布及び記載説明
 - (5) 手数料納付の確認
 - (6) その他これに付随する事務
- 3 運転免許証再交付受付事務
- (1) 申請書配布及び記載説明
 - (2) 申請書添付書類の点検
 - (3) 手数料納付の確認
 - (4) その他これに付随する事務
- 4 運転免許受験申請受付事務
- (1) 申請書配布及び記載説明
 - (2) 申請書添付書類の点検
 - (3) 受験要領の説明
 - (4) その他これに付随する事務
- 5 運転免許証記載事項変更届受付事務
- (1) 免許証の複写
 - (2) 申請書配布及び記載説明
 - (3) 申請書添付書類の点検
 - (4) その他これに付随する事務
- 6 運転免許証更新通知事務
- (1) 更新予定者の電算処理と内容確認
 - (2) 印字作業
 - (3) 更新通知書作成作業
 - (4) 郵送
 - (5) その他これに付随する事務
- 7 高齢者講習通知事務
- (1) 高齢者講習対象者の電算処理と内容確認
 - (2) 印字作業
 - (3) 高齢者講習通知書作成作業
 - (4) 郵送
 - (5) その他これに付随する事務